

議案第 3 号

関市保健センター条例の一部改正について

関市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 20 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸保健センターの移転に伴い、この条例を定めようとする。

関市保健センター条例の一部を改正する条例

関市保健センター条例（平成16年関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表関市洞戸保健センターの項中「洞戸通元寺172番地2」を「洞戸市場294番地5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の関市保健センター条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。